

## 休日予定日の公表が廃止される！ 要員不足が原因ではないか！

1月10日、新大阪駅で「休日指定予定日公表の廃止」と題する掲示が掲出されました。掲示は、発行箇所と発行年月日が記載されていませんが、新大阪駅において、毎月10日に翌月分の休日予定日を明らかにしていましたが、それを廃止するというものです。

以下、掲出された掲示の休日予定日公表の廃止についての部分を記載します。

### 休日予定日公表の廃止について

休日予定日については、出面での要員確保が必要な箇所、公表することが可能な場合は前月10日を目途に公表するものとされており、当新大阪駅においてもこれまで実施してきました。

しかしながら、10日以降の年休・休暇申し込み等の影響で、勤務発表時に休日が予定と異なる日になることが多く、制度の運用が難しくなっていることから、今後は制度が概ね安定的に運用されている各運輸所を除き、実施しないことになりました。

したがって、当新大阪駅においても休日予定日の公表を廃止します。

以上の掲示から、休日予定日の公表を廃止する理由は「10日に公表していた休日予定日が、10日以降の年休・休暇申し込み等の影響で、25日に発表する勤務の休日と異なる日になることが多くなった」ということです。そして、「したがって、当新大阪駅においても休日予定日の公表を廃止します」と締めくくっています。

## 適正な要員を確保し、休日予定日を廃止するな！

なぜ、10日以降の年休・休暇申し込み等によって、25日に発表する休日が10日に公表した休日予定日と異なることが多くなったのでしょうか。それは、要員が不足しているからだと思われます。適正要員が確保されていなければ、10日以降に申し込まれた年休を発給するには、休日予定日を変更しなければならないのです。

それでは、新大阪駅では掲示にあるような休日予定日の変更が多く発生しているのでしょうか。休日予定日公表の廃止は、運輸所を除く職場で実施されます。しかも全社的に実施されるみたいで、仮に新大阪駅において休日予定日の変更が多く発生していなくとも、そんなことは関係なく新大阪駅も対象になっています。

まず適正な要員を確保し、これまで通り休日予定日の公表はするべきです。

